

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

資料番号	16	担当課	県民生活課		
法令名	消費生活協同組合法	根拠条項	53の5	不利益処 分の種類	共済契約の解約に係る業 務停止等の命令
消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)					
(業務の停止等)					
第53条の5 行政庁は、前条第3項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。					
参考					
消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)					
(契約条件の変更の申出)					
第53条の4 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)について共済金額の削減その他の契約条項の変更(以下この章において「契約条件の変更」という。)を行う旨の申出をすることができる。					
2 前項の組合は、同項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならない。					
3 行政庁は、第1項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。					
4 第1項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払いにより消滅することとなるものに限る。)その他の政令で定める共済契約をいう。					